

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条及び第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用弁償の支給)

第4条 この法人の役員及び評議員の費用弁償は別表に定める額とする。

### (報酬等の支払い)

第5条 この法人の役員及び評議員への支払いは、必要の都度行うものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議により行う。

### (補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別表

区 分	内 容	額
理 事	理事会及び評議員会並びに理事長の要請によ る会議等出席の都度、費用弁償として	一人一律2,000円
監 事		一人一律2,000円
評 議 員		一人一律2,000円